

[事案 2024-337] 転換契約取消等請求

・令和8年1月9日 裁定終了

※本事案の申立人は、本契約の契約者の配偶者（相続人）である。

<事案の概要>

転換の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年6月に契約した利率変動型積立終身保険を、令和4年4月に組立型保険（契約①）に転換した。その後、令和6年4月に契約①を終身医療保険（契約②）に転換すると共に、がん終身保険（契約③）を契約した。しかし、以下の理由により、契約②への転換および契約③を取り消して、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約者は、お人好しで思慮が浅く、すぐに人を信じ、言いなりになってしまう傾向がある。仕事には支障をきたしていなかったようだが、家族は、契約者は自覚のない発達障害であり、少々知的に問題があると認識していた。
- (2) 次女にお金を残すと言っていた契約者が、自分の意思で死亡保障のない契約に転換していたとは思えない。
- (3) 長女を被保険者とする別の保険契約では、長女の苗字が異なっているおかしな契約になっていたため、募集人に対し、今後、契約者に保険を売るのはやめてほしいと伝えた。
- (4) 契約②③の申込書に記載された署名は、明らかにバランスの取れた女性のものと思えない筆跡であり、左利きで字の上手くない契約者の署名とは全く異なっているため、契約者は、本転換や契約③の申込みを行っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者は、令和6年の契約手続時に意思能力を有しており、また、当社は、契約者が成年後見制度を利用していたとは聞いておらず、行為能力を備えており、各手続が有効に成立したと考えられる。
- (2) 募集人は、契約②への転換や契約③の申込み当時、設計書を用いて、契約①との変更点を踏まえて、契約②③の保障内容を説明している。特に死亡保障に関しては、設計書を示しながら、契約①に付加されていた定期保険特約は消滅し、契約②③では死亡保障が無くなることを説明し、契約者にはその内容が意向に沿っていることを確認してもらい、申込みをしてもらっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。